

平成31年度妊産婦安心出産支援事業費補助金交付要綱

(目的)

- 1 妊産婦安心出産支援事業費補助金は、分娩可能な医療機関がない地域の市町村に在住する妊産婦（以下「妊産婦」という。）が安心して出産できる環境づくりを推進することを目的とし、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

(補助事業者)

- 2 この補助金の事業者は、分娩可能な医療機関がない地域の市町村（分娩可能な医療機関がある市町村から25kmを超える市町村又は離島の市町村として妊産婦安心出産支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の別表に掲げるもの。）とする。

(補助対象経費)

- 3 この補助金の対象経費は、別表の補助対象経費欄に掲げる経費とする。

(補助金交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次の（1）及び（2）により算出した額とする。
 - （1）別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める補助対象経費の実支出額と第3欄に定める補助基準額により算出した額と妊産婦ごとに比較して少ない方の額を算定する。
 - （2）（1）により算定された額に3分の2を乗じて得た額と、市町村が補助した額から寄附金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の区分ごとの合計額に2分の1を乗じて得た額を合計した額を交付額とする。

(事業の対象となる補助金の受給者)

- 5 事業の対象となる補助金の受給者は、次のいずれにも該当する者とする。
 - （1）分娩可能な医療機関がない地域の市町村に住民登録のある妊産婦であること。
 - （2）住民登録のある市町村から、別の市町村にある医療機関に通って、妊産婦健康診査を受け、又は出産していること。
 - （3）市町村が作成した支援プランに基づいた妊婦健康診査を受けていること。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。
 - （1）北海道補助金等交付規則及び本補助金交付要綱に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
 - （2）補助事業等の内容を変更するときは、総合振興局長又は振興局長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - ア 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が変更前の補助対象経費の10分の

1 を超えないとき。

イ 補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

- (3) 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長又は振興局長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長又は振興局長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長又は振興局長に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (6) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (7) (6) の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (8) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (9) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書を総合振興局長又は振興局長に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
- (10) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (11) 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。
- (12) 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付決定の際に付けられた条件と同一の条件を付けなければならない。ただし、補助事業等の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとする。
なお、この場合において、「総合振興局長又は振興局長」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。
- (13) この補助事業等の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければならない。
- (14) 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。

ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

- イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- エ 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長又は振興局長の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (15) (14)の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。
- (16) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (17) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
- (18) (5)の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

（補助の交付申請）

- 7 この補助金の交付の申請は、補助金等交付申請書（保福第 1 号様式（平成 10 年北海道告示第 500 号による告示様式。以下保福様式について同じ。））に関係書類を添付して、別に定める期日までに総合振興局長又は振興局長に提出しなければならない。

（変更申請手続）

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、補助事業等変更承認申請書（保福第 1 の 21 号様式）を提出し、
あらかじめ総合振興局長又は振興局長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

- 9 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等実績報告書（保福第 1 の 28 号様式）に関係書類を添付して、事業完了後 30 日以内
又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに総合振興局長又は振興局長に提出

しなければならない。

別表

(1) 交通費

| 1 区分 | 2 補助対象経費 | 3 補助基準額 | |
|-----------|---|---|------------|
| 1 健康診査 | 妊産婦が、別の市町村にある産科医療機関において健康診査を受けた時に要した交通費。ただし、回数は、産前14回、産後1回を限度とする。 | 距離区分 | |
| | | 補助単価 (片道分) | |
| | | 25 kmを超えて 50 kmまで | 7 1 5 円 |
| | | 50 kmを超えて 75 kmまで | 1, 2 2 5 円 |
| | | 75 kmを超えて 100 kmまで | 1, 6 0 0 円 |
| 2 出産準備 | 妊産婦が、別の市町村にある産科医療機関において出産した時に要した交通費。ただし、回数は1回を限度とする。 | 100 kmを超えて 125 kmまで | 2, 2 6 0 円 |
| | | ※住民登録のある市町村から別の市町村にある産科医療機関までの距離に応じた距離区分（実施要綱の別表に掲げる各市町村の距離区分を上限とする。）とする。 | |

(2) 宿泊費

| 1 区分 | 2 補助対象経費 | 3 補助基準額 |
|-----------|---|-------------------|
| 1 健康診査 | 離島に在住する妊産婦が、島外の産科医療機関において健康診査を受けた時に要した宿泊費。ただし、対象となる宿泊費への補助は、1回につき1泊分とし、対象となる回数は、産前14回、産後1回を限度とする。 | 1人1泊につき 5,000円 |
| 2 出産準備 | 離島又は分娩可能な産科医療機関までの距離が50kmを超える市町村に在住する妊産婦が、別の市町村にある分娩可能な産科医療機関において出産するために、直前の準備に要した宿泊費。ただし、対象となる宿泊費への補助は、5泊分以内とし、対象期間中1回とする。 | 1人1泊につき 5,000円 |